

平成29年度事業計画

1 基本方針

一般社団法人として、新しい公益の担い手として活動を進めるとともに、引き続き、当協会の活動の基本方針である「ビジョン」の実現に向け、平成29年度における事業計画を定め、活動を推進する。

一般社団法人テレコムサービス協会ビジョン

情報通信ネットワーク社会構築のための重要な担い手として、

- ・多様な情報通信サービスの創出
- ・健全な競争市場の発展
- ・安全・安心なネットワーク社会の実現

を活動目標とし、これらの活動により

- ・事業者のビジネスに貢献するとともに
- ・消費者の利益と地域社会の発展及び公共の福祉に資することを目的とする。

2 平成29年度事業計画の重点項目

(1) I C T ビジネス研究会の活動による地域及び協会活動の活性化

企業利益につながる活動を目的として、行政や業界を超えて、I C T 利用側、I C T 提供側、メディア等が様々なテーマやシーンで集まり、情報・通信を利用する新たなビジネスモデルの創出及び既存ビジネスの促進などの「企業利益」につながる活動にチャレンジする。志を共にし、それぞれが培ってきた叡智と経験を集結し、我が国の発展に資することに共感する企業や個人が集う場としての活動を行う。

(2) 委員会活動、支部活動の活性化及び会員拡大活動

平成29年度は、協会活動の両輪である委員会活動及び支部活動の活性化を

図るため、同活動に参画していただける会員企業の拡大に努める。そのために、メールニュース・ホームページ等による情報発信の一層の充実に取り組むほか、情報通信に関する最新のトピックスをテーマに、会員企業を始め電気通信事業関係者を対象にした講演会を本部及び各支部において実施するとともに、支部独自の研究活動を実施し、活動の活性化を推進する。

また、新全国支部会長会議での申合せ事項を着実に実施することにより、会員の拡大に努める。

上記の活動を通して、会員の拡大活動に取り組むこととする。

(3) 意見提言等の活動

I C Tは、全ての社会・経済生活に不可欠な基盤であり、新たなイノベーションを創出し、その利活用は、生産性の向上、雇用の創出、新たな付加価値の創造・新市場の創出、安全で災害に強い社会の実現など、我が国を取り巻く様々な社会的課題の解決に大きく貢献するものである。政府においても、2020年までに、世界最高水準のIT利活用社会の実現を目指とした取組を進めることとしている。こうした背景の下、当協会としても、総務省の情報通信審議会の答申案、各種研究会の報告書案等への対応をはじめとして、政府が進める取組に対し、業界団体としての意見や要望を反映させ、業界の繁栄を図るとともに、政府目標に貢献していくこととする。

また、総務省等が主催する研究会等へも積極的に参画して、協会としての意見等を反映していくこととする。

3 総会等の開催

(1) 総会・理事会等

- ① 平成29年6月に総会及び理事会、平成30年1月に理事会を開催するほか、必要に応じ、臨時の会議を開催する。
- ② 賀詞交歓会など会員相互間の意見交換の場を、総務省幹部の出席も得て開催する。

(2) 運営幹事会

- ① 運営幹事会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて開催する。

- ② 総務省幹部との意見交換会の開催を計画する。

4 ICTビジネス研究会関連の活動

様々な関係者と連携し、既存ビジネスの促進及び新ビジネスの創造、企業活動の環境を整えることで、地域、企業、大学、個人に利益がある仕組づくりを推進する。本年度も引き続き、企業や大学、研究所等の保有する技術やサービスを発掘し、事業に関する支援を行う。加えて、学生等にビジネススキルを身につけてもらい、将来の起業家を育てる支援を行う。

(1) ビジネスマodel/プラン、アイディア等の発表会を実施

全国からICTを利活用した技術・商品・サービスのアイディア・ビジネスプラン・ビジネスモデルを募集し、優れた作品には賞・賞金、全国大会出場権を授与する。アイディアの商品化、資金支援、販路拡大の商談会など、事業及び起業を応援・支援する仕組を提供するイベントを開催し、産業の活性化を図る。

(2) 企業や大学の素材を組み合わせるビジネスマッチングの実施

企業のビジネス機会を増やすため、企業同士のビジネスマッチング及び素材の組み合わせによる新しいビジネスを創出する。

(3) 地域のビジネスに関する研究会及び実証実験の実施

将来のビジネスとして有望なビジネスモデルを確立するための研究及びマーケティング、地域を巻き込んだ実証実験を行う。

(4) 企業等へのビジネス支援の実施

発表会で選考されたサービスをビジネスモデルとして確立するための支援を行う。

(5) 大学等へのビジネスセミナー及びブラッシュアップセミナーの実施

ビジネススキルを向上することで、新しい世代の起業家の育成及び企業人材の育成を行う。

(6) ビジネス支援の仕組の構築

ビジネス支援のためのプラットフォームを再構築する。

5 委員会等の活動

(1) 企画広報委員会

○平成29年度活動目標

- ① 事務局・協会活動全般の運営に関する提言・助言
- ② 広報活動の支援
- ③ 地域活性化・会員増対策ワーキンググループの活動支援

○具体的計画(活動のタイムスケジュール等含む)

- ① 事務局・協会全般活動の運営に関する提言・助言
 - ・税制改正要望に関する意見集約と要望提出
　　第2四半期…税制改正要望書対応
 - 第3四半期…税制連絡協議会ヒアリング対応
 - ・平成29年度事業計画・予算要求についての検討
　　第3四半期…来年度予算要求についてチェック
- ② 広報活動の支援
 - ・広報ツール(HP、パンフレットその他外部向け資料)の一層の充実を図る。
 - ・会員との情報共有ツールとして、IT基盤の整備(HPサーバ更改、一斉メール送信導入)を実施する。
- ③ 地域活性化・会員増対策ワーキンググループの活動支援
 - ・テレサ協の事業に関する企画提案について、地域活性化・会員増の視点での検討を進める(ワーキンググループ開催、隨時対応)

(2) 政策委員会

○平成29年度活動目標

- ①情報通信施策の動向把握と対応
 - ・次世代ネットワークに係る政策・制度に関する提言等
 - ・情報通信分野の競争政策・新事業創出戦略などに関する提言等
 - ・その他情報通信に関する提言等

○具体的計画

- ① 情報収集(隨時)
 - ・パーソナルデータの活用の在り方等の調査・研究

- ・ IoT で繋がる社会の実現に向けた諸課題の調査・研究
 - ・ 5 世代移動通信システム（5G）の調査・研究
 - ・ I C T による地域創生に関する調査・研究
(地域の I C T 基盤整備（ブロードバンド、モバイル、公衆無線 L A N 等))
 - ・ N T T 電話網のマイグレーション
- ② 委員会の定例開催 毎月 1 回（8 月を除く）
- ③ 会員向け I C T 政策セミナーの開催
- ④ 電気通信政策、制度等について、総務省、内閣府等への意見提言

(3) 技術・サービス委員会

○ 平成29年度活動目標

- ① 電気通信及び情報通信に関する技術動向の情報収集調査・研究
- ② 電気通信及び情報通信に関する技術基準、政策の技術的課題への対応
- ③ 電気通信及び情報通信の安全・信頼性確保対策の課題等について調査・研究等

○ 具体的計画

- ① 委員会の定例開催（毎月 1 回開催予定）

下記、取り組みについて情報集収、意見交換を実施する。特に重要と思われる案件については、当委員会に留めることなく、運営幹事会等の場も活用して課題を共有する。

- ・ 災害に強いネットワーク構築やスマートフォンの急激な普及に対応する情報通信ネットワークの安全・信頼性確保対策の課題等について、「IP ネットワーク設備委員会」など総務省の主催する委員会・研究会・協議会等へ参加し、電気通信事業分野に係わる技術・サービス動向や取組状況について調査・研究を行う。
- ・ IP ネットワーク(特にネットワークのソフトウェア化)に係わる技術動向や、課題となっている項目への対処方策について調査・研究、各種委員会への対応を実施する。
- ・ 情報通信セキュリティに係わる課題への対応
- ・ ベンダーと電気通信事業者で構成している「ICT 分野におけるエコロジーガイド

「エコロジーガイドライン協議会」に参画し、エコロジーガイドライン普及促進の継続的な支援を行う。

・その他、新たなネットワーク技術(IoT、5G(次世代移動通信システム、SDN等)の標準化動向、技術動向の調査・研究を行う。

② 技術講演会の実施(年5回開催予定)

有識者を招きICT技術に関する講演会を実施する。

③ その他の活動

・総務省など、各種委員会・ワーキンググループ等への対応。(随時対応)

・政策委員会と連携し、調査・研究を行う。

○その他、特記事項・留意事項

技術・事業的課題を共有し、総務省関係委員会等にて、意見・要望・提言等を業界代表として実施する。

(4) サービス倫理委員会

○平成29年度活動目標

インターネット等に関する法制度や事業者における課題への情報発信を通じて、インターネットの適正な利用環境の整備を推進する。

① インターネット上の違法・有害情報へのさまざまな対応などが求められていることから、これらの動きに積極的に関与し、事業者の立場でインターネットの利用環境の整備を推進する。

② 電気通信サービスに対する消費者保護の観点での取り組みを通じ、安全・安心なネット社会の実現を推進する。

○具体的計画（活動のタイムスケジュール等含む）

① サービス倫理委員会を4月・8月を除く毎月開催し、重要課題の検討及び情報交換を行う。

② 電気通信サービス向上推進協議会の活動を推進し、広告表示自主基準及びガイドラインの適切な運用や、業界としての苦情・相談体制などを検討する。

③ プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会の活動を推進し、法律及びガイドラインの適切な運用を確保する。

- ④ 違法情報等対応連絡会の活動を推進し、ガイドライン及び契約約款を整備するとともに、ISP等への迅速な周知を行う。
- ⑤ インターネット接続サービス安全・安心マーク推進協議会の活動を支援し、安全・安心マーク制度の普及及び審査委員会における審査などに対応する。
- ⑥ ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会の活動に参画し、対策を推進する。
- ⑦ インターネットコンテンツセーフティ協会の活動に参画し、児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体として児童ポルノ画像が掲載されたサイトに係るアドレスリストの作成・管理、違法コンテンツの流通を防止するために民間事業者等が講じる各種取組みを支援する。
- ⑧ ネット社会の健全な発展に向けた連絡協議会の活動に参画し、インターネット上で名誉毀損やプライバシー侵害、差別的表現などの他人を傷つけるような情報発信が行われないよう利用者のマナー及びモラルの向上のための普及啓発活動等の取組みを推進する。
- ⑨ 認定個人情報保護団体の団体構成員として、主要な役割を果たすとともに、業界に対する個人情報保護の周知を推進する。
- ⑩ 総務省や警察庁等における懇談会、研究会等に参画し、業界の立場で適切に対応する。
- ⑪ 他の通信団体等とも連携し、インターネット上の安全・安心に対する活動を推進する。

(5) 市場監視委員会

○平成29年度活動目標

情報通信事業の公正競争の動向把握と対応。

- ① 情報収集（随時）
公正取引委員会、総務省電気通信紛争処理委員会からの事例、動向等
- ② 会員からの情報収集
現場の「生の声」を聴くために会員へアンケート（不適正と思われる事例等）については、総務省等への意見提起状況を踏まえ、同委員会で扱うべき内容があれば実施する。

③ 委員会の開催

原則、会員からの申告等及び公正競争絡みで審議が必要な時に開催する。

不適正取引と感じられる情報等を発信し、各会員の企業活動支援を行う。

④ 総務省との意見交換

随時

(6) MVNO委員会

○ 平成29年度活動目標

MVNOの普及に伴い、これまで以上に求められるようになってきた業界としての情報発信等を的確に推進し、より一層のモバイル市場の発展を目指す。

① MVNOに関する情報収集及び情報交換

② MVNOに関する課題の抽出と解決策の検討

③ 消費者問題に関する情報共有と解決策の検討

④ 広報活動を通じたMVNOに対する認知度の向上

⑤ MVNO事業者に対するMVNO委員会参加（協会への加入）の勧誘

⑥ 不払者情報交換連絡部会の円滑な運用

○具体的計画

① 委員会、分科会の定期的開催

② 共通課題に関する解決策の検討、提言等の取りまとめ

③ 消費者問題に関する解決策の検討、提言等の取りまとめ、警察庁との連携

④ MVNOフォーラム等の開催

⑤ MVNO事業者への訪問、活動の説明

⑥ TCA不払情報交換連絡部会及び事務局との連携

(7) FVNO委員会

○平成29年度活動目標

① FVNOに関する情報収集及び情報交換

② FVNOに関する課題の抽出と解決策の検討

③ FVNO事業者に対するFVNO委員会参加（協会への加入）の勧誘

○具体的計画

① 委員会の定期的開催

3か月に1回の開催を予定。

② 共通課題に関する解決策を検討

NTT及び事業者間の協議により、早期解決ができるよう推進する。

また、必要に応じて委員会としての提言等を行う。

③ FVN事業者の訪問、活動の説明

FVN事業を実施している事業者への勧誘活動を行う。

(8) 支部連絡会

○活動の基本視点等

支部活動の強化と活動の活性化等を基本視点として、支部の運営・活動について支部間・支部本部間の情報交換を図り、支部活動に反映していくことを基本とする。

○具体的な活動内容

① 連絡会活動は、年3回（4月、7月、12月）の定例開催を原則とする。

② 連絡会では、会員増対策、活動の活性化方策、会員への情報発信の在り方等について情報交換を行い、支部活動に資することとする。

③ 会員参加型の新ネットビジネス事業を展開し、支部会員の参加を図る。

④ また、支部の運営や活動方針、重要な事務処理方法等について、必要に応じ運営幹事会に提言を行う。

⑤ 施策の実施、全国地域情報化に関する関係機関との連携を図る。

(9) ON（オープンネットワーク）協議会

○活動の基本視点等

NTT東西地域会社の提供するサービスに関し顧客満足度向上のため、NTT東西地域会社とテレサ協との間で率直な意見交換を通じて協議を推進する。

○具体的な活動内容

① テレサ協会員企業のNTT東西地域会社に対する改善要望事項のとりま

とめと改善策について協議する。

- ② NTT東西地域会社の新サービスについてタイムリーに情報入手し、テレサ協会員企業で情報共有をする。
- ③ ON協議会活動を通じて、NTT地域会社に係るエンド・ユーザのCS（顧客満足度）の向上を図る。

6 協議会等の活動

- (1) SAQ² JAPAN訪日外国人向けSIM推進タスクフォース
総務省と連携し、「SAQ² JAPAN Project」で定める達成目標（SIMの発行枚数、販売拠点数）の進捗状況に関するアンケートを実施し、目標の着実な達成を図る。
- (2) 電気通信サービス向上推進協議会
総務省の「ICTサービス安心安全研究会」に関する提言及び各消費者団体等からの意見をもとに、消費者利益向上の取組を4団体共同で実施する。
 - ア 広告表示（通信速度やエリア等のサービス品質表示など）に関する自主基準の策定及び運用（広告の定期的なチェック等）を行う。
 - イ 販売（店舗販売、訪問販売、電話勧誘等）の適正化に関する自主基準の周知啓発等をはかる。
 - ウ 代理店連絡会の設置及び継続的な運営を行う。
 - エ 消費者からの苦情の削減のための取組を行う。
 - オ ホットラインリストの提供など消費者センターとの連携を行う。
 - カ 各地の消費者支援連絡会へ参加する。
 - キ 利用者のリテラシーの向上のための取組を行う。
 - ク 消費生活相談員のレテラシー向上のための研修を行う。
 - ケ 実効速度の適正な測定実施のための取り組みを行う。
 - コ その他研究会の提言をもとに各種取組を行う。

(3) プロバイダ責任制限法ガイドライン等協議会

インターネット上の権利侵害に適切・迅速に対処できるよう、通信関連4団体と各権利者団体との連携を図りながら、プロバイダ責任制限法やガイドライ

ンの適切な運用を推進する。

- ア 著作権関係WG及び商標権関係WGについては、年4回の定期開催とし、通信関連4団体と各権利者団体との情報共有・意見交換をはかる。
- イ 発信者情報開示関係WG及び名誉毀損・プライバシー関係WGについては、ガイドライン改訂の必要性など主査判断による適宜開催とする。

7 その他の事業

(1) インターネット接続サービス安全・安心マークに関する審査業務

○平成29年度活動目標

- ① インターネット接続サービス安全・安心マーク推進協議会の活動を支援する
- ② 安全・安心マーク取得及び更新に関する審査業務を円滑に実施する。
- ③ 公衆無線LAN版安全・安心マークの運営

○具体的計画（活動のタイムスケジュール等含む）

- ① インターネット接続サービス安全・安心マーク推進協議会活動支援
 - ・安全・安心マーク制度の普及（随時）
加盟4団体と連携し、説明会・展示会に参加する。
 - ・安全・安心マーク推進協議会の総会開催支援
7月開催の総会開催準備（会場手配・資料配布）を実施する。
 - ・事業年度の経費についての報告
3月末に事業年度の申請件数、経費について報告をする。
 - ・事務局会合（毎月1回開催予定）
審査項目の見直し作業、HPの更新等を随時支援する。
- ② 安全・安心マーク取得及び更新に関する審査業務の実施

【一次審査】

- ・8月マーク使用開始事業者
 - 5月～6月・・審査資料の受付、一次審査実施、審査結果とりまとめ
 - ・12月マーク使用開始事業者
 - 9月～10月・・審査資料の受付、一次審査実施、審査結果とりまとめ
 - ・4月マーク使用開始事業者

1月～2月・・審査資料の受付、一次審査実施、審査結果とりまとめ
【二次審査】

- ・7月、11月、3月に審査構成委員を集め、二次審査を実施する。
申請書類の閲覧準備、審査資料準備、審査委員会開催事務
- ・7月、11月、3月実施の二次審査委員会に事故報告書としてとりまとめ報告する。

③ 公衆無線LAN版安全・安心マークの運営検討

- ・4月から、公衆無線LAN版のマーク申請受付を実施する。
- ・一次審査については、加盟4団体と連携して実施する。
- ・二次審査については、インターネット接続サービス安全・安心マークと同じスケジュールで、一緒の審査委員会で実施する。

(2) キャリアズレートに係る証明業務

I NSネット1500回線及び専用サービスの「事業者向け割引料金（キャリアズレート）」について、キャリアズレートの適用を受けようとする電気通信事業者に対して、電気通信事業を実施していることの確認審査を行い、確認証を発給する業務を、引き続き、実施する。